

## がんばる飲食店等への家賃応援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少や福岡県の休業要請による売上減少を背景に、飲食店等を経営している事業者に対して、経営を圧迫する固定費の一つである

店舗家賃の一部(上限10万円)を給付し、市内での事業活動の継続を支援するものです。

### ■ 給付内容

- ・ 給付額：家賃の半額（1か月の上限5万円）
- ・ 対象：令和2年4月、5月の2か月分の家賃
- ・ 上限額：1事業者10万円

※家賃は市内の賃貸物件（店舗や店舗と同地番の土地）にかかる賃借料（消費税含む）を対象とし、駐車場、共益費及び管理費は除きます。

※店舗兼住宅の場合は店舗相当分の家賃を計算対象とします。

### ■ 給付対象者【以下（1）～（3）のすべてに該当する事業者】

(1) 「柳川市中小事業者へのがんばる応援金」の給付対象事業者であること。

※令和2年7月31日までに中小事業者へのがんばる応援金の申請が完了しているもの。

(2) 令和2年4月1日時点において、賃貸借契約を締結して市内の店舗で事業を行っており、事業継続の意志を有していること。

(3) 下表のいずれかの施設で賃貸借契約を締結していること。

施設の種類	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス、ライブハウス等
学習塾等	自動車教習所、学習塾等
運動施設 遊技施設	水泳場、スポーツクラブ等の運動施設、 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗（お土産店等） 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗（エステ店等）
対面で販売やサービスの提供を行っている常設の店舗などの施設	飲食店（居酒屋、スナックを含む）、喫茶店、ホテル、旅館、理美容、生花店、衣料品店、野菜・果実・食肉・鮮魚・酒・パン・菓子等の小売店等

## ■ 申請受付期間

令和2年7月1日（水）～8月31日（月） ※消印有効

申請様式は市ホームページ、市役所窓口、または商工団体等窓口で取得してください。

## ■ 申請方法：郵送

申請者は申請書の必要箇所に記入押印し、必要書類を添付してがんばる応援金事業実施本部へ切手を貼って郵送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から原則郵送のみとします。

## ■ 申請に必要な書類

- (1) 柳川市がんばる飲食店等家賃応援金給付申請書
- (2) 令和2年4月分及び5月分の家賃の領収書等の写し
- (3) 店舗等の賃貸借契約書の写し
  - ・ 契約者、契約期間、賃借料、物件住所等が分かるもの
- (4) 給付金の振込先口座の通帳等の写し（申請者と口座名義人が同一であること）

## ■ 給付方法

口座振込

## ■ 給付開始時期

申請受付開始後に随時振込予定

## ■ 問合せ先及び送付先

〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾120番地

柳川市役所（大和庁舎） 商工・ブランド振興課 がんばる応援金事業実施本部

電話 0944-77-8171 FAX 0944-76-1170

※封筒に貼り付けて送付できます。



----- (切り取り) -----



〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾120番地

商工・ブランド振興課 がんばる応援金事業実施本部 宛

(がんばる飲食店等への家賃応援金申請書在中)